

## ○和泉市こどもの医療費の助成に関する条例

平成5年10月14日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、その健康の保持、生活の安定及び児童の健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する子どもであって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置により医療費の支給を受けている者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であった者を含む。）又は社会保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

3 第1項の規定にかかわらず、和泉市重度障がい者の医療費の助成に関する条例（昭和48年和泉市条例第43号）の規定により医療証の交付を受けている者又は和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和55年和泉市条例第17号）の規定により医療証の交付を受けることができる者は、医療費（入院時食事療養費を除く。）の助成を受けることができない。

(助成の範囲)

第3条 本市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（精神病床への入院に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その限度において助

成を行わない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。

(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款をもって給付が行われたとき。

(3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(医療証の申請)

第4条 この条例の適用を受けようとする者の保護者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(医療証の交付)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、規則で定める医療証を交付するものとする。

(医療証の提示)

第6条 医療証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)の保護者は、大阪府内に所在する医療機関において、医療費の助成を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、受給者又は受給者の保護者が受給者に係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

第8条 この条例の規定による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

(不正利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者又は前条の規定に違反した者がいるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還又は支払いを請求することができる。

(届出義務)

第10条 受給者の保護者は、受給者又は保護者の住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(事実の調査)

第11条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者の保護者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第12条 市長は、助成に当たり必要があると認めるときは、受給者の保護者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者の保護者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第13条 市長は、受給者の保護者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成5年10月1日から適用する。
- 2 この条例の規定による助成は、平成5年10月1日以後の入院医療に係る医療費について適用する。

#### 附 則（平成6年条例第9号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 この条例（第6条の規定を除く。）による改正後の和泉市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例、和泉市老人医療費の助成に関する条例、和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例、和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例及び和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の規定は、平成6年10月1日から適用する。
- 3 第6条の規定による改正後の和泉市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成7年1月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成10年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、平成10年1月1日から適用する。

#### 附 則（平成10年条例第36号）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成11年4月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成11年条例第11号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第3号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成12年4月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成13年条例第7号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第4号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成15年4月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成16年条例第19号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 第1条から第4条までの規定による改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例、和泉市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例、和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び和泉市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第3号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項各号列記以外の部分の改正規定は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市乳幼児の医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項各号の規定は、平成17年4月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 新条例第2条第1項各号列記以外の部分の規定は、平成17年7月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第26号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第1号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市乳幼児の医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成20年4月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成22年条例第3号）

- 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成22年

7月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成23年条例第5号）

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市乳幼児等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成23年7月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第14号）

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市こどもの医療費の助成に関する条例の規定は、平成24年7月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第7号）

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市こどもの医療費の助成に関する条例の規定は、平成25年7月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成27年条例第9号）

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市こどもの医療費の助成に関する条例の規定は、平成27年7月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の和泉市こどもの医療費の助成に関する条例の規定は、平成29年7月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第31号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（こどもの医療費の助成に関する経過措置）

- 第4条 第4条の規定による改正後の和泉市こどもの医療費の助成に関する条例（以下「こども医療条例」という。）の規定については、施行日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。
- 2 こども医療条例第3条第1項に規定する精神病床への入院に係る給付については、施行日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行日前に係る対象者については、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。
  - 3 こども医療条例第4条、第5条及び第10条から第12条までの規定による手続その他の必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

## ○和泉市こどもの医療費の助成に関する条例施行規則

平成5年11月1日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市こどもの医療費の助成に関する条例（平成5年和泉市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(一部自己負担額)

第3条 条例第3条に規定する一部自己負担額（治療用装具の支給を除く。）は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）ごとに、1日につき500円とする。ただし、当該一部自己負担額は、条例第3条に規定する対象者等が負担すべき額を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、食事の提供たる療養を受けたときは、一部自己負担額を要しないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、対象者が同一の月に同一の医療機関において行う一部自己負担額の支払は、2日までとする。

4 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関における第1項及び前項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外につき、それぞれ別の医療機関とみなす。

5 対象者が同一の月に同一の医療機関において入院及び入院以外の療養を受けた場合における第1項及び第3項の規定の適用については、入院及び入院以外の療養は、それぞれ別の医療機関について受けたものとみなす。

6 対象者が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が2,500円を超える場合は、当該合算した額から2,500円を控除した額を助成する。

7 前項の助成を受けようとする者は、医療費助成一部自己負担額償還申請書(様式第1号)に、支払った一部自己負担額に関する証拠書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が医療機関又は審査支払機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときはこの限りでない。

(助成の方法の特例)

第4条 条例第3条第3項ただし書の特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び社会保険各法の規定により対象者（条例第2条第1項に規定する対象者をいう。以下同じ。）に係る療養費、家族療養費又は

特別療養費が現に支給されたとき（精神病床への入院に係る給付を除く。）。

(2) 前号に定める場合のほか、市長が特別に必要ながあると認めるとき。

2 条例第3条第3項ただし書の規定による医療費の助成を受けようとする者は、こども医療費支給申請書（様式第2号）により市長に申請しなければならない。ただし、市長が医療機関又は審査支払機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときはこの限りでない。

3 前項の申請書には、当該医療について条例第3条第1項に規定する医療に関する給付が行われたことを証明した書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、対象者が和泉市国民健康保険条例（昭和35年和泉市条例第8号）に規定する被保険者である者はこの限りでない。

（医療証の申請）

第5条 条例第4条の規定による申請は、こども医療証（交付・更新・再交付）申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 国民健康保険法、社会保険各法の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証

(2) 所得を証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その資格を審査し、こども医療証（様式第4号。以下「医療証」という。）を交付する。

3 医療証の有効期限は、条例第1条の2第1号に規定する年齢要件を欠くこととなる日の前日とする。

4 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、医療証の有効期間が満了したときは、速やかに、その医療証を市長に返還しなければならない。

（医療証の再交付申請）

第6条 受給者は、医療証を破り、汚損し、又は紛失したときは、こども医療証（交付・更新・再交付）申請書（様式第3号）を市長に提出して、再交付を申請することができる。

2 受給者は、前項の規定により医療証の再交付を受けた後、紛失した医療証を発見したときは、速やかに、その医療証を市長に返還しなければならない。

（氏名等変更の届出）

第7条 条例第10条第1項に規定する規則で定める事項に変更があったときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 氏名を変更したとき。

(2) 市の区域において、その住所を変更したとき、又は市の区域内に住所を有しなくなったとき。

(3) 受給者の疾病又は負傷について条例第3条第1項に規定する医療に関する給付を行う保険者若しくは共済組合等に変更を生じたとき、又は当該保険者若しくは共済組合等の名称若しくはその事務所の所在地に変更を生じたとき。

(4) 社会保険各法の規定による被扶養者である受給者にあつては、受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者に変更を生じたとき、又は受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者の住所、氏名若しくは被保険者証、組合

員証若しくは加入者証の記号に変更を生じたとき。

- (5) 国民健康保険法に規定する被保険者である受給者にあつては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員に変更を生じたとき、又は被保険者証の記号番号に変更を生じたとき。
- (6) 社会保険各法の規定による被保険者、組合員又は加入者となるに至ったとき。
- (7) 条例第2条に規定する対象者の資格要件が消滅するに至ったとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 条例第10条第1項の届出は、こども医療受給資格（変更・喪失）届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（死亡の届出）

第8条 条例第10条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 死亡した年月日
- (3) 医療証の受給者番号

2 前条第2項の規定は、条例第10条第2項の規定による届出について準用する。

（医療証の添付）

第9条 第6条の規定による申請及び第7条の規定による届出（同条第1項第3号から第5号までの届出を除く。）には、医療証を添えなければならない。ただし、医療証を添えることができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって医療証に代えることができる。

（損害賠償を受け得る場合の届出）

第10条 受給者又は受給者の保護者は、受給者に係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けることができる場合には、その事実、当該損害賠償をすべき者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を記載した第三者行為による傷病届（様式第6号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（添付書類の省略）

第11条 市長は、この規則の規定による申請書又は届書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2 市長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この規則の規定による申請書又は届出書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成5年10月1日から適用する。

### 附 則（平成6年規則第29号）

- 1 この規則は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の和泉市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成7年1月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費に



については、なお従前の例による。

附 則（平成9年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成11年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成12年規則第11号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第36号）抄

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

2 第1条から第6条までの規定による改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例施行規則、和泉市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則、和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則、和泉市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則、和泉市事務分掌規則及び和泉市役所和泉シティプラザ出張所規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成17年規則第15号）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

ただし、様式第2号の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第44号）

1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

2 この規則による改正後の和泉市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則、和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則及び和泉市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成22年規則第10号）

1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

2 この規則による改正後の和泉市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成22年7月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成23年規則第34号）

1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

2 この規則による改正後の和泉市乳幼児等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成23年7月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成24年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の和泉市乳幼児等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成24年1月4日から適用する。

附 則（平成24年規則第34号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の和泉市こどもの医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成24年7月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の和泉市乳幼児等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定により交付された医療証は、当該医療証に記載された有効期間が満了するまでの間は、なおその効力を有する。

附 則（平成25年規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の和泉市こどもの医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成25年7月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成27年規則第23号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の和泉市こどもの医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成27年7月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成28年規則第78号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年規則第4号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第2条 この規則の施行の際この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により提出された申請書その他の書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による申請書その他の書類については、当分の間所要の調整をして使用することができる。

（こどもの医療費の助成に関する経過措置）

第5条 第4条の規定による改正後の和泉市こどもの医療費の助成に関する条例施行規則

（以下「こども医療規則」という。）の規定については、施行日以後に係る医療費につい

て適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

- 2 こども医療規則第4条第1項第1号に規定する精神病床への入院に係る給付については、施行日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行日前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。
- 3 こども医療規則第5条から第8条までの規定による手続その他の必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

様式第1号（第3条関係）

医療費助成一部自己負担額償還申請書				
年 月 日				
和泉市長 へ				
下記のとおり、 年 月に医療機関に支払った一部自己負担額の償還を申請します。 なお、支給の際は、下記口座へ振り込んでください。				
重度障がい者医療 ・ 老人医療 ・ 障害者医療 ・ ひとり親家庭医療 ・ こども医療				
申請者	住所	電話( ) —		
	フリガナ 氏名	①		
受給者	住所			
	フリガナ 氏名			
	受給者番号	生年月日	年 月 日	
支払った一部自己負担額の合計 円				
償還を受ける額 円				
振込先	金融機関名		支店名	
	銀行・信組 農協・信金		本店・支店 出張所	
	口座種別・口座番号		口座名義人（フリガナ）	
	普通・当座・その他（ ）			
(市町村使用欄)				

様式第2号（第4条関係）

こども医療費支給申請書			
			年 月 日
和泉市長 あて			
住 所			
申請者			
氏 名			㊦ 受給者との続柄( )
電 話 ( )			—
下記のとおり、こども医療費の支給を申請します。			
受給者番号		保 険 者 名	
フリガナ 氏 名		被 保 険 者 証 の 記 号 番 号	
生 年 月 日	年 月 日	附 加 給 付	有 ・ 無
診 療 区 分	医・歯・調・入院・その他	診 療 年 月	年 月 実日数( )日
医 療 機 関	所在地		
	名 称		
振 込 先	金融機関名	支店名	口座種別・番号
			口座名義人(カナ)

(注) 医療機関の領収書等を添えてください。

様式第3号（第5条、第6条関係）

年 月 日

子ども医療証（交付・更新・再交付）申請書

受給者番号									
発行事由		1. 新規 2. 転入 3. 生活保護の廃止 4. 保険加入 5. 資格復活 6. 紛失 7. 盗難 8. 破損 9. その他( )							
①受給者氏名		性別		生年月日					
		男・女		年 月 日					
加入 保 険	保険種別	協 組 日 船 共 国 国組 自 特定 後期							
	保険者名				保険者番号				
	被保険者名				受給者との 続柄				
	記号				番号				
保 護 者 (後見人 親権者)	住所								TEL
	氏名	生年月日		年 月 日		受給者との続柄			

和泉市長 あて

上記のとおり、医療証の（交付・更新・再交付）申請をします。

なお、申請に当たり公簿により所得等の確認をされることを承諾します。

年 月 日

申請者  
(保護者)

住所

氏名 ( ) ㊦ 受給者との続柄( )

電話番号( ) —

様式第4号 (第5条関係)

こども医療証		受診のつど健康保険証と同時に提出してください						
負担者番号	8	6	2	7	0	2	0	4
対象者番号								
対象者	居住地	大阪府和泉市						
	氏名	-----						
	生年月日	年	月	日	男・女			
有効期間	年		月	日	日から 年 月 日まで			
発行機関名 及び印	大阪府 和泉市長 <span style="float: right;">印</span>							
交付年月日	年		月	日				

- 注 意 事 項
- 1 この証は、医療費の助成を受けることができる証ですので、大切に保管してください。
  - 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
  - 3 対象者としての資格がなくなったとき又は有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんから速やかに市長に返してください。  
なお、資格がなくなってからもこの医療証で治療を受けた場合、その医療費は市へ返還していただきますのでご注意ください。
  - 4 氏名、居住地に変更があったとき又は、加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市長にその旨を届け出てください。(転出の場合は、この証を必ず返還してください。)
  - 5 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは再交付を受けてください。

こども医療受給資格 (変更・喪失) 届

受給者番号			
受給者氏名	性別	生年月日	
	男・女	年 月 日	
異動事由	1. 転出                  2. 死亡                  3. 生保開始              4. 婚姻 5. 等級変更            6. その他(                              )		
加入保険	保険種別	協・組・日・船・共・国・国組・自・特定・後期	
	保険者名		保険者番号
	記号		番号
	被保険者名		
	保険加入日	年                          月                          日	
保護者			

変更・喪失年月日                  年                  月                  日

和泉市長 あて  
上記のとおり、医療証の受給資格について変更又は喪失の届出をします。  
なお、届出に当たり、公簿等により所得等の確認をされることを承諾します。

年                  月                  日

届出者                  住所 \_\_\_\_\_  
(保護者)                      氏名                                  ① 受給者との続柄(                  )  
電話番号 (                  )                  ー



様式第6号 (第10条関係)

第三者行為による傷病届

こども医療 対象者番号				健康 保険 証	保険者名	
被 保 険 者 (被 害 者)		フリガナ 氏 名  年 月 日生( 歳)			保険者番号	
					記号	
					番号	
第 三 者	本 人	住 所		電 話		
		フリガナ 氏 名			年 月 日生	
	使 用 者	住 所 名 称 代表者名		電 話		
事 故 の 状 況	発 生 日 時	年 月 日	午前 午後	時 分頃		
	発 生 場 所					
	原因・状況					
診 療 関 係	傷 病 名		初診日	年 月 日		
	治癒までの 見込み	入院 日	通院 日	費用	円	
	保険医療機関	住 所 名 称	電 話			
損 害 賠 償 関 係	示談等の交渉状況					
	自 賠 責 保 険	保 険 会 社 名	電 話	担当者		
		契 約 者 名	証 明 書 番 号			
	任 意 保 険	保 有 者	住 所 氏 名			
		保 険 会 社	住 所 名 称	電 話		
	証 券 番 号	保 険 期 間	担当者			
こども医療証使用の有無			有 (平成 年 月 日から) ・無			

和泉市長あて

上記のとおり、届出をします。

年 月 日

届出者 住所 \_\_\_\_\_  
 (保護者) 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 電話番号( ) \_\_\_\_\_

(注) 被保険者が未成年者の場合は、親権者又は世帯主が届け出てください。